

平成三十一年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
	社会福祉法人 人生きがい 十和田	十和田市稲生町 一三の七	居宅介護	ヘルパース 生きがい十 和田	平成 三・四・一
	社会福祉法 人生きがい 十和田	十和田市稲生町 一三の七	重度訪問 介護	ヘルパース 生きがい十 和田	〃
	合同会社ゆ めふらす	八戸市湊高台五 丁目一三の三三	就労継続 支援B型	就労継続支 援B型事業 所あるふあ NEXT	〃
				三戸郡三戸町大 字川守田字沖中 五七の三	

青森県告示第二百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十一年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指 定 辞 退 年 月 日
医療法人審美会梅原歯 科医院	弘前市大字土手町一 二三	歯科矯正に関する医 療	平成 三・四・一

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成三十一年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成三十一年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

平成三十一年四月十二日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画（風水害等災害対策編及び地震・津波災害対策編）について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成三十一年三月二十五日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第二章 防災組織

第三節 県災害対策本部

国の現地対策本部が設置された場合に、県災害対策本部会議と合同会議を開催するなど、密接な連携を確保することとした。

第三章 災害予防計画

公 告

第五節 防災事業

土砂・流木による被害の危険性が高い河川上流部の溪流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型堰堤の整備を推進することとした。

第十二節 要配慮者安全確保対策

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することとした。

第十八節 水害予防対策

洪水氾濫による被害を軽減するため、河川及び水防管理者等は大規模氾濫減災協議会により密接な連携体制を構築することとした。

第四章 災害応急対策計画

第六節 広域応援

一 地方公共団体等による応援協定等について、実効性の確保に留意することとした。

二 応援・受援を円滑に実施するため、被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援等を実施することとした。

三 「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」を「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に改め、協定の実効性を確保するため

「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を策定することとした。

第八節 避難

洪水予報河川・水位周知河川以外の河川に係る市町村による具体的な避難難告等の発令基準を策定することとした。

第十一節 救出

県は、救助に必要な物資の供給等が円滑かつ適正に行われるよう必要な関係者との連絡調整を実施することとした。

第五章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第一節 雪害対策

道路ネットワーク全体としての機能への大雪の影響を最小化するための措置について具体化することとした。

地震・津波災害対策編

第三章 災害予防計画

第八節 防災訓練

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間

や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うこととした。
その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十一年四月十二日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭